

嘉永四辛亥 齊彬公流儀御覽之一冊

村 山 輝 志*

This book was written about the preparation of a tournament which the leader of the Satsuma feudal clan, Nariakira Shimazu, saw.

Terushi MURAYAMA*

Abstract

These data were written for details of the preparation for tournament in 1851. The tournament in which they performed martial arts of Sekiguchi school was made for thorough open to the public and the top of Satsuma feudal clan.

The preparation contained the number of performance, the time of performance, manners of entrance and reave, more over, two preliminary inspection.

Feudal clan intended the martial arts to be known to the peoples through this tournament.

This paper describes the preparations that were made for a martial arts tournament that was held in 1851. In the tournament, martial arts of the Sekiguchi school were performed. The Satsuma feudal clan held the tournament as a means of introducing these martial arts to the general public. Hence, both the general public and the leader of the Satsuma clan were invited to attend the tournament.

Preparations included drawing up a schedule for the performances and determining the manner of entering and leaving. In addition, two preliminary inspections were made.

解 題

本資料²⁾は第二八代藩主・島津齊彬に関口流柔術を上覧するための準備から上覧までの経緯を述べたものである。この資料を著わしたのは嘉永四(一八五一)年九月、為興堂が書いているが為興堂とは関口流の道場名と思われる。資料中に「為興堂へ致壁書…」[於為興堂式日下稽古いたし候]とある。このように、演技に至る過程のすべてを記し置くのは後年上覧する場合の参考にする為で

あるとしている。関口流では寛政と文化の時代にも上覧し、本資料と同様の実施記録を書いていたことが資料のなかにみえる。鹿児島県立図書館蔵。

関口流柔術は海老原家が代々の師範を薩摩藩では世襲している。提伴九郎に海老原筑兵衛が学び海老原庄蔵に伝えた。庄蔵は天明五(一七八五)年から薩摩藩立の演武館において同流を教授⁵⁾していた。彼の孫である庄蔵が今回の師範である。

* 鹿屋体育大学 National Institute of Fitness and Sports in Kanoya, Kagoshima, Japan.

第二八代薩摩藩主・島津齊彬への武道上覧日程嘉永四（一八五一）年

期 日	流 儀 名	師 匠 名	期 日	流 儀 名	師 匠 名
8月29日	日置流弓術	平 田 平 六	9月晦日	常陸流剣術	和 田 源太兵衛
〃	〃	東 郷 左大夫	〃	精一流剣術	坂 本 廉四郎
9月4日	〃	〃	〃	真心影乃流	深 見 休 八
9月17日	天真流剣術	加 藤 権兵衛	10月2日	小示現流	伊集院 弥七郎
9月19日	太刀流剣術	大 脇 弥五右衛門	〃	天真流及び 山内流居合	川 上 八次郎
〃	飛太刀流剣術	小 野 郷右衛門	10月4日	鎌倉流馬術	川 上 十郎左衛門
〃	水野流居合	有 川 彦左衛門	10月8日	神当流馬術	比志島 静 馬
〃	真心影之流	鈴 木 弥藤次	〃	大坪流馬術	町 田 左七郎
〃	関口流柔術	海老原 庄 蔵	〃	高麗流馬術	高 橋 甚五兵衛
9月23日	大島流槍術	白 尾 金左衛門	10月10日	示現流剣術	東 郷 弥十郎
〃	太刀流剣術	大 山 後角右衛門	10月11日	〃	〃
9月27日	水野流居合	篠 崎 七郎左衛門	10月14日	稲留流小銃	種子島次郎右衛門
〃	〃	東 次郎左衛門	〃	〃	和 田 乘 助
9月晦日	大刀流剣術	田 中 太郎左衛門	10月17日	〃	郷 原 轉
〃	〃	大 山 後角右衛門	〃	〃	末 川 久 馬

資料の内容は嘉永四（一八五一）年九月二十七日の上覧日に同流を演技する技名、演技者名をはじめ演技の心得と演技当日までの藩の御目付や家老達との準備状況を記したものである。たとえば家老の島津豊後、大目附の鎌田図書が二回下見をしたこと、演武館場で仮演技をしたこと、演技当日の集合時間、礼儀作法のこと、その他など詳細な準備状況が三月十三日初回の会議から、開催日までの長期に亘り記されている。

嘉永四年は八、九、十月に亘り、上記の関口流をはじめ藩内で活動している各種各流儀が上覧されている。上覧の状況を図³⁾にまとめてみた、弓術、柔術、剣術、居合術、馬術の二三流儀の師範と弟子達が上覧している。流儀のなかで弟子の多

いところは二日間に亘って上覧し、日置流弓術、示現流兵法などがそれである。又同じ流儀でも師範の異なる流儀・水野流、真心影流、太刀流、日置流などもある。上覧はすべての弟子達が演技したことがうかがえるものである。関口流の本資料により、上記の各種各流儀についても大概のことが理解できると思われる。

本資料は武道史の研究のうえで重要である。上覧というのは単に藩主の慰みと思われがちであったが、家老以下すべての士がこれに関わる、重要な行事であったのである。それは武道の振興を真に望んでいたがために多くの費用と時間をかけたのであろう。たとえば上覧は各流儀ともすべての修行者に出演させたこと、藩側がすべて企画、実

行したことを、したがって上覧当日の観覧者は一門方、家老、若年寄、大目付など重要人物であったこと。服装や動作など不都合がなく礼儀正しい振舞をさせたことその他などである。一方、藩側から褒賞も実施されている。

齊彬が文武を奨励したことを別の資料で見ると、演武館は彼の曾祖父である島津重豪（一七四五～一八三三）が建立し武道の振興をはかったが、齊彬も又それを振興した。例えば下記のような勅達書などからも分かるので紹介しておく、「士風矯正の訓論¹⁾」嘉永五（一八五二）。「齊彬公文武を奨励し玉う⁴⁾」安政元（一八五四）年。「文武奨励達書⁴⁾」（安政三（一八五六）年。「造士館学風矯正之御親書³⁾」安政三（一八五六）年。その他などである。内容は主に「心術を研ぎ、兵法武術の芸事を勉強し、治乱の政事に通達すること」「武士は礼儀を専として武芸の心掛は勿論、学問武芸をはげみ、国家の固めに相成候こそ武士の本意」などと述べている。

本資料は武道家側からみた、武道振興を裏づけたものといえと同時に幕末に於ける武道振興の背景つまり、政治・社会と無縁ではない、開国や明治維新と関連すると思われる。数ヶ月の間、藩や武道家側がエネルギーを消費してまでの上覧だからである。幕末において流儀の数が多いから武道の振興があったという浅い考察でなく、本資料は上覧のための実践的な記録であるので、より詳細な幕末の武道の考察が期待できる。

最後に図では九月十九日に関口流が上覧することになっているが、原資料の『齊彬公史料』の間違いと思われる。関口流と同日に上覧された篠崎と東の水野流は同史料と合致している。

引用文献

- 1) 池田俊彦，島津齊彬公伝，岩崎育英奨学会
1954, p. 267.
- 2) 為興堂，嘉永4 辛亥，齊彬公流儀御覽之一冊
為興堂，1851，鹿児島県立図書館蔵。
- 3) 鹿児島県維新史料編さん所，鹿児島県史料

- 齊彬公史料第一巻，鹿児島県，1981，pp. 232-234.
4) 同二巻，1982，pp. 18-19, pp. 732-733, pp. 912-917.
5) 村山輝志，諸家芸術伝来上申
—薩摩藩の武道の流儀と伝統—
鹿屋体育大学武道文化論研究室，pp. 15-16.

嘉永四 亥 齊彬公儀流 御覽之一冊

一 亥三月十三日庄藏并外師匠家之面々
御目付より御用申来候付、福島新七罷出候处、
此節就 御初入部語武芸可被遊
御覽儀も可有之候間、人数何人位可有之哉
可申出旨致承知候付、七拾人位も可有御座段
同十五日同人より伊集院源之丞へ申出置候事

一 四月八日演武館掛御目付より御用ニ付、同人
罷出候处、此節亦語武芸可被遊
御覽段、被仰出候間、罷出候人数取しらへ
先例之通申出候様、致承知候付、前又同様七拾
人位と申出置候事、

一 同廿三日御用人宮之原主計より御用ニ付、
庄藏罷出候处、左之通被仰渡候、
御初入部ニ付、語武芸御先規之通
被遊 御覽、犬追物之儀若御都合次第
可被遊 御覽旨被仰出候条、御手当向
相掛候儀共万端不及御入極様、取しらへ
可申出候、此旨師家之面々へ可申渡候、
四月 豊後

一 五月朔日御目付より御用ニ付、新七罷出候处、
当八月中旬方より可被遊 御覽段、被仰出候付、
罷出候人数又々取しらへ可申出旨致承知
候間、凡八拾人位も出席可有御座、乍然少々
増減も可有之段、同十日同人より図師崎良助へ
申出置候事、

一 七月廿七日演武館掛御目付より御用ニ付、皆吉
五郎右衛門罷出候处、此節 御覽ニ付而者
此跡も御通被下候筋ニ相見得候間、此節も
御通被下儀ニ候ハ、拾人位も罷出、余者都而
御断可申上哉、又者頂戴可仕哉、何分致吟味
可申出旨致承知候付、寛政之度者、於宅
頂戴被仰付、文化之度者 御覽當日
惣而御断申上候筋ニ庄藏曠留へ相見得、乍然
御通被成下儀、雖有頂戴仕、御断申上候儀者

有御座間敷奉存候共、御前向不取聊之
者而已ニ而、折角行儀作法宜様ニ仕事御座候間、
御断申上候而不都合無御座候ハ、惣而御断申上
度

一 八月八日御用人宮之原主計より御用ニ付、土橋
休五郎罷出候处、左之通被仰渡候、

九月晦日 関口流
海老原庄藏

右者於演武館流儀可被遊
御覽旨、被 仰出候条可申渡候、
八月 豊後

一 同十三日御目付より御用ニ付、新七罷出候处、
左之通致承知候、

演武館於弓場語武芸就
御覽、師匠家之者共心得之覚

一 御成御門外掛付へ師匠家父子門弟其外
之面々順々罷出 御人之節平伏
御帰殿之節も可為御断事、

但同日二三流も 御覽之節者師
匠家一流宛けた明ニ而罷出事、

一 御覽ニ付而者師家者勿論、門弟迄も
万端不敬之儀共無之様相慎、幕陰又者
脇よりのぞき或者雑談等申間敷事、

一 目立候格之脇差、提道具并着服等無用
可致事

一 平日稽古と者相替候付、前以業合之
手数等可相究置候、勝負合ニ掛り場所ニ而
今一ツなど望候儀共致間敷事、

一 御覽ニ付而者、寄合並以上者身分も相替
候ニ付 打出いたし候儀者差扣候筋可取計事

一 業合之場へ罷出御礼仕候節
御前をのぞき候儀共致間敷事

一 依業合相仕廻候跡ニ而道具場所へ置付候節、
不都合之訳も有之候ハ、差引人より罷出
可取計候、其節師匠家又者差引人より
声を掛候而者不敬有之候条、右通可相心得事

一 差引人数罷出候而御礼申上、其人二度目罷出
候節者御礼ニ不及候、且道具持出候人も

差引人回前二度目より不及御礼候、尤業合ニ相掛罷出候人者、仕打出シ共々時々御礼申上候様可致事

但差引ニ而罷出候人者御小姓与以上之高弟より可罷出事、尤御小姓与迄之儀ニ候ハ、其内高弟より同断

一居相業ニ而自然朝飛候歟、又若落候ハ、ひざを付候而拾ひ、木刀折れ候儀も有之候ハ、差引入氣を付可取計事

一業合之場所へ幕進より罷出、又着業合相仕廻罷下り候節、進退不滞様可相心得事
一幕進々多人数不相集、尤業合ニ罷出候者名前之順々相揃置、滞滞無之様差引人より可取計事

右之通師匠家之者共相心得、罷在候様可申渡置候

八月 矢五太夫

一同十六日御目付より御用ニ付、新七罷出候処、九月廿三日御家老衆大目付衆御覽之御下見可有之段致承知候、

一同十七日御用人宮之原主計より御用ニ付、上原直次郎罷出候処、左之通被仰渡候

一当朝四ツ時樓之間御中門・矢来御門御出、演武館御成御門より被為入、
一御成御門外へ師匠同嫡子并門弟家格之順々罷出 御婦殿之節も同断
尤師匠者門弟上ニ相離罷出
但二三流同日 御覽之節者師匠

一流宛之門弟相因して罷出、

一右同御厩左脇へ掛御目付罷出 御婦殿之節も同断

一張番所脇北之方へ大番頭御小姓与番頭御用人等罷出 御婦殿之節も同断

一弓場北角へ筋違ニ御目付老人罷出 御婦殿之節も同断

一御一門方御次之間へ被相詰、後座へ輿向相詰、御一門方引次屏風仕切、木目附以上相詰、三之間屏風仕切ニ而大番頭・御小姓与番頭

掛御用人・御目付相詰

一御入之節、御一門方・木目附以上御上段之方へ寄被罷出、御婦殿之節も同断

一御棧敷へ御着座

御慰斗御居付

一御有一折宛師匠銘々より

右掛御用人へ相付進上

一御意次第可相初旨、掛御用人を以申渡

一業合 御覽之内場所双方出入口上へ

掛御目付老人宛罷出、厚地之方へ師匠并門弟之内差引人老人、西之方へ差引人老人双方御目付次ニ相離罷出、

一御酒被下候節者、敷付之左右下へ御目付老人相詰

但鑓長刀之節者、御酒被下候場所へ薄緑敷付方御供目付致下知、御供使足輕敷付

ル

一於御棧敷御酒被下候面々席割有之事、御覽之節之通

但御酌表御小姓

師匠銘々

右御酒頂戴相済候上、於御棧敷銀一枚宛之御目録奏者番を以拝領、

一右相済候而 御立

以上

一門弟扣所へ刀番足輕式人

但同日幾流儀も 御覽之節者、刀番

相重一流宛扣所鑓場并馬見所造士館

内弓、就 御覽出居候扣所、

口上覚

此節私流儀就 御覽、柔術大形之儀者

先年 御覽之節も中帯御免被仰付

候ニ付、此節之儀も同様中帯御免被仰付

被下度奉願候、此等之趣被仰上可被下儀奉願候、

以上

亥八月廿四日

海老原庄藏

右演武館掛御目付へ新七より差図置候処、

同廿七日矢五太夫殿より願通被成御免候旨

御目付伊集院源之丞より口達を以同人致承

知候事

一 八月廿八日御目付より御用ニ付 新七罷出候処、
左之通致承知候

一 御覽当朝曉七ツ半時揃

一 御家老衆・大目附衆下見当朝六ツ時揃、
右刻限之通、雨晴無構罷出、衆溜へ可被
相扣居候、尤衆溜之儀者、前々日我之方へ
引合可有之事、

一 師匠并差引人業合之場所へ相話候節者、
足袋相用可申事、
但業合之節者足袋不及相用候、

一 物門弟 御通掛御目見罷出候節者
足袋相用ニ不及勿論、業合之節も同断

右之通可被相心得旨、矢五太夫殿より
致承知候事

八月廿八日 御目付

一 此節流儀就 御覽、明後五日師匠家之
面々御酒頂戴之習礼可致候間、当日四時
我々扣所へ可被罷出旨、九月三日演武館掛御目
付より
新七殿致承知候付、其通庄藏罷出候事

一 九月八日御目付より此節就 御覽、明後
十日 御覽稽古場拜見被仰付候付、罷出候様
致承知、中山甚五兵衛・山口十藏、日置吉左衛
門・三原孫兵衛・福島新七・上原直次郎・土橋
休次郎・長谷場佳左衛門、皆吉五郎右衛門、海
老原庄藏当日四時罷出、稽古場之進退折敷も
猶又相定置候事

一 同十八日御目付より御用ニ付、新七罷出候処、
御家老衆御下見、来ル廿五日 御覽、廿七日ニ
被召替候旨致承知候

一 同日御用人宮之原主計より御用ニ付、神宮司為
左衛門罷出候処、左之通被仰渡候、

来ル廿七日 篠崎七郎左衛門
海老原庄藏
東次郎左衛門

右流儀

御覽御日割、右之通被相替候条、此旨
申渡可承向へも可申渡候、

九月 豊後

一 此節就 御覽、右通段々被仰渡候付、猶又
門弟為心得、左之通為興堂へ致壁書候事
此節御書附を以段々被仰渡候付而者、万端
仰渡之通相守、聊取違無之様、猶又入念

不敬之儀共有之間敷事

一 御覽ニ付、稽古場進退折敷等之儀、兼而
定置候通ニ而、手拭類者都而衆溜へ可召置事

一 劍術仕者脇差帯候而いたす事候間、鞘留
勿論、小刀等人念扣所へ可召置事

一 中帯ニ而稽古之面々、不洗物紋付勿論、
稽古股引等ニ至、塵抹有之間敷事

但湯手帯無用之事

一 抜掛等万一仕之仕様不宣仕より其俣打付候と
も打出者仕之意ニ応ッ可召置候、勿論、打出
よりは打込候儀共有之間敷事、

但御覽ニ付而者、兼而之稽古とは相替候付、
本文通可被相心得事

○皆吉五郎右衛門 ○土橋休五郎 ○上原直次
郎 ○毛利喜平太 ○三原孫兵衛 ○土橋三右
衛門

右六人者、御覽并御下見之節、演武館
扣所へ被罷候面々、都而右へ引合可被致
星合事

○山口十藏 ○日置吉左衛門 ○村瀬新七
○長谷場佳左衛門

右四人者、右同様門弟御用之節、罷出
可被致承知事

○山口十藏 ○日置吉左衛門 ○三原孫兵衛
○長谷場佳左衛門 ○毛利喜平太 ○土橋休五
郎

右六人稽古仕之方内差引可被致事

○村瀬新七 ○皆吉五郎右衛門 ○上原直次郎
○川上五後右衛門 ○木脇尚太郎 ○土橋三右
衛門

右六人打出之方同断、

○鎌田哲次郎 ○日高与一左衛門 ○皆吉金六

○神原平太左衛門 ○上村四郎右衛門 ○野村

彦兵衛

右六人稽古場表差引可被致事

一 四ツ時より八ツ時迄剣術

一 八ツ時より七ツ時迄柔術

一 七ツ時より大鐘此迄奥之形(奥)

右の通 御覽濟迄之間、毎時刻割相定

置候事

一 十歳儀者、仕之方余事差引ニ不拘、御覽場稽古仕手之時宜を第一見計、進退

不滞様、稽古場へ繰出之差引肝要之事

但十歳稽古之時者、吉左衛門相勤

一 五後右衛門儀者、打出之方右同断之事

但五後右衛門稽古之時者、新七相勤

一 孫兵衛・喜平太儀者、十歳次ニ而、鼻紙其外脇差等

尚又改、順々揃置事

一 五郎右衛門・直次郎儀者、五郎右衛門次ニ而同断、

一 福崎新蔵、帖佐次兵衛儀者、仕打出ニ不相拘、双方へ相掛差引之致都合候様との事

一 御覽場衆溜井演武館扣所之儀、都而内差引人可為計候間、何編可被応心其意勿論、余人より

聊たりとも差因ケ間敷事有之間敷候、乍然

差引人万一不氣付儀有之候ハ、差引人へ致示

談候儀者不苦候事

一 庄蔵へ臨時之御用有之候歟、又者違変之儀共万一有之候節者、甚五兵衛罷出時宜可応事

一 孫兵衛・新七・直次郎其外差引人勤場差支之面々、都而座々奉行頭人へ甚五兵衛より別勤

被仰付度申出、其通ニ而相濟候事

一 五月十七日十八日両日於為興堂正日下稽古

いたし候、又々廿三日正日同前致稽古候事

一 同廿五日御家老衆豊後殿・大目附図書殿

其外御役々、於演武館弓場御下見有之、

右相濟候上、掛御目付へ進退不滞都合向之儀

新七より相伺候処、御下見通ニ而何も宣段、伊

集院源之丞より致承知候事

但御覽当日上草履銘々被致用意候様との事

進上

御着

一折

以上

海老原主蔵

為政

右目錄当朝新七より御用人宮之原主計へ

差出候、尤御着之儀者十歳より前以御包十

人分へ取替而相頼置候事

但目錄小奉書堅紙、尤杉原紙ニ而も宜由

一 九月廿七日

御覽当日雨風強、隣御茶屋より五ツ時御供

揃ニ而被遊 御婦殿候、左候而四ツ打切ニ

五本御道具ニ而被為人候、此時御成御門外堀

涯へ篠崎家門弟、此方・東家順々御次第

書之通被出候、篠崎家稽古直ニ相初り

九ツ過相濟、引続此方之稽古相初として八ツ

過ニ濟候、尤八ツ打候ハ、御昼被召上候付、

直ニ稽古可取止旨、前廣御目付より致承知置候

処、大形中程過ニ而八ツ打候付、直ニ止候、御

目付者扣所へ引取有之候得共、門弟中者矢張其

俣順番相揃居候通ニ而罷居候、右被為濟候間、

初候様

御目付より承知、直ニ相初、八ツ過ニ首尾能相

濟候、引続東家稽古も相濟、七ツ過被遊

御婦殿候

銀子

一枚

右奏者町田図書取次を以拝領被仰付候

今日芸道 御覽之処、兼而出精と

相見得候、猶又不取捨様可致出精旨

御沙汰被為 在候、

九月廿七日

今日芸道 御覽之処、門弟中兼々出精

致指南候と相見得候、猶又相勵可致指南旨

御沙汰被為 在候、

九月廿七日

御棧敷詰御一門方

嶋津周防殿

嶋津讚岐殿

嶋津安芸殿

嶋津又四郎殿

右同御家老

喜人多門殿

右同若年寄嶋津求馬殿・大目附樺山伊織殿

大番頭鳥津隼見・御小姓与番頭頼姓織部・鎌田	同	今井伸之丞	同	種子田藤五郎
木工之丞・高橋縫殿・御用人宮之原主計・御側	同	関山十郎	同	毛利豊平太
役	同	鶴本童助	同	西之原助左衛門
山口直記其外御目付七八人 向御役々席詰	同	村瀬新七	同	上原直次郎
有之候事	同	川上十郎次	同	榊山正之進
但御役以下席詰之御側役奉者番迄御礼廻、	同	大重源之丞	同	帖佐次兵衛
尤掛御目付へは自分心得を以見廻いたし	同	福島新之丞	同	野元弥八郎
候事	同	三原孫兵衛	同	土橋休五郎
一当日御酒四拾盃門弟中へ被下候付、退出掛	同	川崎四郎左衛門	同	平原次郎左衛門
皆々相揃為興堂并金六宅ニ而一統頂戴候、	同	和田彦兵	同	鯨島元吉
但御通師匠迄被下、門弟中者於宅頂戴被	同	東郷弥八郎	同	久留助八
仰付	同	土橋三右衛門	同	野村与兵衛
候旨被仰渡、尤物奉行計之由、	同	柴山寛五郎	同	帖佐壯次郎
一門弟人数左之通	同	田佐八郎	同	坂元新助
一劍術	同	橋口甚九郎	同	新劍形三本
新劍形三本 小松稻馬 上同 小笠原兵部	同	愛甲七郎右衛門	同	石原正右衛門
打出種子田藤次郎 毛利豊兵太	同	和田彦兵衛	同	田代清之丞
右同 深谷喜八郎 右同 佐多弥之助	同	長谷場佳左衛門	同	村瀬新七
上原直次郎 大重源之進	同	溝口十藏	同	拔掛頭三本
右同 顯娃弥一郎 拔掛終三本 小笠原彦七郎	同	福崎新藏	同	柴川金次
皆吉五郎右衛門 三原孫兵衛	同	拔掛頭三本 田畑直右衛門	同	右劍終三本 鯨島元吉
拔掛頭三本 桂徳之丞 新劍形三本 上村叶	同	種子田市兵衛	同	上原直次郎
土橋休五郎 和田彦兵衛	同	カキ込三本 野村与兵衛	同	終三本 田佐八郎
下同 毛利勇之助 右同 日高六右衛門	同	土橋休五郎	同	種子田藤次郎
鯨島元吉 土橋三右衛門	同	終三本 日高次郎右衛門	同	右同 関山十郎
右同 古川藤太郎 右同 原田甚左衛門	同	毛利豊平太	同	大重源之丞
野村与兵衛 田佐八郎	同	右同 吉井藤兵衛	同	新劍形三本 内田良助
右同 土床源左衛門 拔掛頭三本 相良正之助	同	三原孫兵衛	同	帖佐次兵衛
坂元新助 内田良助	同	新劍形三本 川口三二郎	同	右同 川上真右衛門
新劍形三本 鶴丸金之助 上同 村尾安右衛門	同	土橋休五郎	同	和田彦兵衛
愛甲七郎右衛門 石原正右衛門	同	右同 河野清五郎	同	右同 平山五郎右衛門
同 高城善之助 同 横山太郎左衛門	同	土橋三右衛門	同	鯨島元吉
同 木脇正右衛門 同 長谷場佳左衛門	同	右同 宮之原源七	同	右同 愛甲七郎右衛門
同 永田喜之助 同 森本工右衛門	同	田佐八郎	同	頭三本 石原正右衛門
同 村瀬新七 同 柴山寛五郎	同	右同 坂元新助	同	頭三本 石原正右衛門
新劍形三本 石見半兵衛 上同 川上直治	同	福島新助	同	木脇尚太郎
同 日高次郎右衛門 同 柴川金治	同	三本 大重孫兵衛	同	種子田藤五郎
同 面高弥一郎 同 本城尚五郎	同	村瀬新七	同	土橋休五郎
同 内田良助 同 種子田市兵衛	同	頭三本 畠山喜次郎	同	上同 種子田市兵衛
同 有馬藤五郎 同 榊村新左衛門	同	皆吉五郎右衛門	同	関山十郎
種子田藤次郎 皆吉五郎右衛門	同	カキ込三本 福島新藏	同	頭三本 帖佐次兵衛

頭三本	三原孫兵衛	終三本	村瀬新七	和田源右衛門	皆吉五郎右衛門
新劍頭三本	長谷場佳左衛門	終三本	土橋休五郎	居新形三ッ	山口十藏
右同	田佐八郎	中段五本	石原正右衛門	頭三ッ	皆吉金次
中段五本	毛利喜平太	中段五本	木脇高太郎	頭三ッ	肥田伝之丞
中段五本	大重源之丞	中段五本	染川金次	頭三ッ	肥田伝之丞
右同	高崎孫四郎	中段五本	上原直次郎	一大形是より中帯	
中段五本	坂元新助	新劍形三本	柴田藤次郎	居新形三ッ	桂徳之丞
中段五本	土橋三右衛門	新劍形三本	川上五後右衛門	右同	愛申七郎右衛門
中段五本	種子田市兵衛	新劍形三本	野村与兵衛	右同	福島新之丞
中段五本	皆吉五郎右衛門	新形打続キ	三原孫兵衛	右同	福島新藏
中段五本	長谷場佳左衛門	新劍形三本	福島新藏	同右より四ッ	小笠原彦七郎
中段五本	村瀬新七	新劍形三本	永山休兵衛	頭より四ッ	田代清之丞
新劍形三本	石原正右衛門	頭三本	鎌田哲次郎	立合より四ッ	永田善之助
新劍形三本	榊原平太左衛門	頭三本	鎌田哲次郎	立合より四ッ	田佐八郎
新劍形三本	山口十藏	種子田市兵衛	中山甚五兵衛	組合六ッ	吉井藤兵衛
新劍形三本	上村四郎右衛門	新劍形式本	三原孫兵衛	組合六ッ	田畑直右衛門
一柔術	皆吉五郎左衛門	三原孫兵衛	皆吉五郎右衛門	組合六ッ	皆吉五郎右衛門
手続頭三ッ	岩下佐次右衛門	振込より三ッ	奥次郎兵衛	立合より四ッ	内田良助
頭三ッ	種子田彦次郎	頭三ッ	種村新左衛門	組合六ッ	鯨島元吉
右同	徳永善左衛門	頭三ッ	鎌田清次郎	組合六ッ	島山吉次郎
右同	川上十郎太	振込より三ッ	山口仲五左衛門	組合六ッ	坂元新助
頭三ッ	久保源助	頭三ッ	伊集院彦八	立合新形六ッ	木場伝内
右同	久留助八	頭三ッ	木脇高太郎	組合六ッ	皆吉五郎右衛門
頭三ッ	坂本礼八郎	頭三ッ	伊集院彦八	組合六ッ	皆吉五郎右衛門
右同	福島新藏	頭三ッ	木脇高太郎	組合六ッ	皆吉五郎右衛門
頭三ッ	海江田正藏	面影より三ッ	大久保勤兵衛	奥立合三ッ	大重源之丞
頭三ッ	川上十郎太	面影より三ッ	丸田彦十郎	奥立合三ッ	大重源之丞
頭三ッ	青留庄次郎	面影より三ッ	丸田彦十郎	奥立合三ッ	大重源之丞
振込より三ッ	愛申七郎右衛門	面影より三ッ	和田善兵衛	奥立合三ッ	大重源之丞
振込より三ッ	木場伝内	面影より三ッ	丸田彦十郎	奥立合三ッ	大重源之丞
振込より三ッ	皆吉五郎右衛門	面影より三ッ	丸田彦十郎	奥立合三ッ	大重源之丞
振込より三ッ	児玉五兵衛	頭三ッ	川上三七	立合新形三ッ	種子田市兵衛
振込より三ッ	島山彦次郎	頭三ッ	土橋三右衛門	立合新形三ッ	種子田市兵衛
振込より三ッ	和田孫右衛門	右同	西田次郎太	立合新形三ッ	種子田市兵衛
振込より三ッ	長谷場佳左衛門	右同	福島新之丞	立合新形三ッ	種子田市兵衛
振込より三ッ	日置吉左衛門	頭三ッ	上田源右衛門	立合新形三ッ	種子田市兵衛
頭三ッ	村瀬新七	頭三ッ	日高次郎右衛門	立合新形三ッ	種子田市兵衛
頭三ッ	肥田伝之丞	右同	井上直助	立合新形三ッ	毛利喜平太
頭三ッ	伊集院彦八	右同	毛利喜平太	立合新形三ッ	大重源之丞
居新形三ッ	河野七郎右衛門	立合六取三ッ	神宮司為右衛門	奥立合三ッ	長谷場佳左衛門

組合
 田佐八郎
 村瀬新七
 種子田彦次郎
 皆吉五郎右衛門
 福島新藏
 三原孫兵衛
 心劍詰

海老原庄藏
 上原直次郎

揚柳・眩準・凡返
 一面影三ツ
 面影・膝車・兜拳
 一回頭四ツ
 三ツ目抜
 一組合六ツ
 四ツ目抜
 一立合新形
 一不真足二十

振込膝車・飛違
 一居新形三ツ
 頂三ツ
 一立合四ツ
 立合式ヲ摺込式ヲ
 一自呂誤
 一興立合

差引人

鎌田季之丞 日高号一左衛門
 鎌田喜次郎 榑原平太左衛門
 上村四郎右衛門 皆吉金六
 野村彦兵衛 山口十藏
 樺山十郎太 三原孫兵衛
 村瀬新七 川上五後右衛門
 土橋三右衛門 長谷場休左衛門
 木島高太郎 皆吉五郎右衛門
 上原直次郎 土橋休五郎

右名書先々より小番・新番・御小姓与と片書有之候得共、御前へ被差上候（さしあが）唱無之右者大目附座ニ而別段御書改有之由候付、片書無之候而も宜もの、由承候間、此節不致片書候、尤稽古も柔之儀者名前之頭ニ幾ツ、劍術者何本と迄ニ而候、且名書之儀者前々日差出候様との事ニ而候、惣人数百拾式人御下見之節より御覽定当病差合老人も無之、都而名前通ニ而珍敷人数相揃、殊更扣所衆溜其外稽古場之進退折敷彼是別段宜有之たると申事ニ而候、

但差引人之儀者、表差引、内差引之差引ニ不及、名書前件通ニ而前以差引人之名前掛御目附方へ別段差出候様致承知、其通差出置候、尤稽古人數差引人名前之儀、都而前文通ニ而候、

- 一稽古組合之形賦、左之通相究置候、
- 一新劍形三本 一抜掛頭三本
 但式本より四本何迄 但八重垣・腰車・意勢
- 一抜掛渡流三本 一抜掛終三本
 カツキ込面付西岸打切 腰車・意勢・行頓
- 一中段三本 一中段五本
- 一頂三本、尤蜻蛉掛 一本抜
- 一手纏頭三ツ 一振込三ツ

(図略)
 ○罷出此印ニ而御礼、△此印折敷候而始ル、済候節折敷候而□此印御礼ニ而帰ル、進退不滞様くり廻シ／＼幾人も如此ニ候、仕打出共○此差引人見計、尤劍術之打出者御礼候而直ニ脇差抜、又帰候節も脇差帯候而御礼、柔も同断、勿論中常稽古之面々者都而二度宛ニ而候、
 ○此印十藏・五後右衛門、⊙孫兵衛・喜平太、五郎右衛門・直次郎、①吉左衛門・新七、一稽古場表差引人之儀者、劍術相濟候節、柔相濟候節、中常稽古之節々、兩人宛三切ニ被罷出候事、
 一御覽之節、向勤并旅行又者病氣等ニ付、得不罷出人数、左之通、
 野村庄右衛門 猪俣為右衛門 平原八郎左衛門
 平原三藏 橋口甚四郎 長谷場八郎
 平田兵六 平田吉次郎
 一此節之儀者、篠崎家より稽古初り候付、彼之門弟都而御通掛御目見仕候而者、稽古之都合不宣、夫故真先ニ稽古被致候面々拾人計者、御通掛ニ不罷出、宿溜へ被罷居候様為被致承知哉ニ承候間、為見合記置候、
 右者 御覽後年見合ニ基、此節之儀も都而右通ニ而相濟候間、猶又後年之為見合、細詳記置候事、

嘉永四年 癸亥 九月 為興堂